

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 5月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第96号

名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第47条第 2項中「その者の氏名、前項第 3号に掲げる事項及び当該市長が前項に規定する通知をいつでもその者に交付する旨を市役所及び区役所の掲示場に掲示すること」を「前項の規定による通知を、公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1項を加える。

3 前項の公示の方法による通知は、公表の対象となるべき者の氏名、第 1項第 3号に掲げる事項及び市長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）をインターネットの利用により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当

該措置を開始した日から 2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第48条第 1項中「前条第 2項後段」を「同条第 3項後段」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 5月21日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市情報あんしん条例施行細則の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。